

みなかみ町湯原温泉街駐車場
指定管理者募集要項

みなかみ町地域整備課

目次

1. 指定管理者募集の目的
2. 対象となる施設の概要
3. 指定管理者が行う管理の基準
4. 指定管理者が行う業務の範囲
5. 利用料金収入
6. 物品・物産品等の販売
7. 指定管理者の業務にかかる経費
8. 指定管理者の指定期間
9. 応募資格等
10. 応募方法
11. 指定管理者の選定
12. 協定
13. その他
14. 問い合わせ先

様式集

みなかみ町湯原温泉街駐車場指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

みなかみ町湯原温泉街駐車場等の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 61 号）の規定により、みなかみ町湯原温泉街駐車場等の管理運営に関する業務を行う指定管理者の候補を募集します。

2 対象となる施設の概要

- (1) 施設の名称 湯原温泉街駐車場等
- (2) 所在地 みなかみ町湯原 703 番地 11 ほか
- (3) 施設の目的 湯原温泉街周辺の交通の円滑化および地域活性化を図り、かつ、湯原温泉街における観光客及び町民の利便を図るための施設を設置
- (4) 施設の概要
主な施設内容
 - ・普通自動車駐車場 1271.6㎡
 - ・二輪駐車場（無料）57.2㎡
 - ・駐車場ゲート設備 1式
 - ・公園施設（広場・足湯等）1503.8㎡

3 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本事項は次のとおりとする。

- (1) 休業日
なし
- (2) 個人情報の取り扱い
指定管理者は、みなかみ町個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。
- (3) 関係法令等の遵守
指定管理者は、湯原温泉街駐車場等の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守すること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 湯原温泉街駐車場の管理運営に関する業務
 - ① 湯原温泉街駐車場の使用に関し町長が指定する事務
 - ア 湯原温泉街駐車場の使用許可及び使用許可変更（取消を含む）事務
 - イ 車両の引き取り請求業務
 - ウ その他、施設の使用に関し町長が必要と認める業務
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務
 - ① 機器設備類の清掃管理、設定補正等

- ② 機器類の障害等による1次対応
 - ③ 駐車場敷地内及び隣接する公園施設の管理業務
 - ④ 冬期間における積雪時の歩行者通路除雪、残雪処理業務
 - ⑤ その他、施設及び設備の維持管理のうえ必要とする業務
- (3) 集金、日常管理、集計表作成報告に関する業務
- ① 原則週1回機器より現金を回収し、集計表読出
 - ② 消耗品の確認、補充、在庫管理
 - ③ 利用者からの依頼による返金、領収証再発行
 - ④ 月1回、集計報告書を作成し地域整備課へ提出
- (4) 指定管理者は、上記の業務を自ら行うものとする。ただし、次に掲げる業務について町長の承諾を得たときは、他の者に業務を委託することができる。
- ① 24時間対応のコールセンター業務及び遠隔操作業務
 - ② 施設、設備の警備業務
 - ② 夜間（20時から翌朝8時までの間）における障害対応業務
 - ③ 機械設備の保守点検業務
 - ④ 定期清掃管理業務
 - ⑤ 除雪業務（歩行者通路、残雪処理）
 - ⑥ その他、町長が特に認めた業務

5 利用料金収入

利用料については、指定管理者の収入とする。（令和7年4月1日以降の利用料が対象）
利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、町長の承認を得て指定管理者が定めることができる。

6 物品・物産品等の販売

物品、物産品等の販売については、別途協議が必要となる。

7 指定管理者の業務にかかる経費

湯原温泉街駐車場等に関わるすべての経費は、利用料金及びその他の収入をもって充てるものとする。

8 指定管理者の指定期間

指定期間は、原則として令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、指定管理者からの提案内容によっては、指定期間の変更を行う場合がある。なお、この期間は町議会の議決を経て、正式に指定期間とする。

9 応募資格等

- (1) 応募者の資格は、法人その他の団体であって、次の要件を満たす団体とする。
- ① みなかみ町内に本店または主たる事務所を有する法人又は団体
 - ② 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと

- ③ 指名停止措置を受けていないこと
 - ④ 国税、都道府県税、市町村税、消費税、上下水道料金等を滞納していないこと
 - ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと
- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めること。
- (3) 応募一団体又は一グループにつき申請は一件とする。

10 応募方法

(1) 募集要項等の配布

① 配布期間

令和6年12月20日から令和7年1月9日まで
（但し、土・日曜日及び年末年始の閉庁日は除きます。）
午前8時30分から午後5時15分まで

② 配布場所

ア みなかみ町役場 地域整備課 都市計画係

〒379-1393 みなかみ町後閑318番地 電話番号 0278(25)5021

イ みなかみ町ホームページからダウンロードする場合

URL : <http://www.town.minakami.gunma.jp>

※ホームページからダウンロードした時は、受付のため「みなかみ町地域整備課 都市計画係」まで連絡して下さい。

電話番号 : 0278 (25) 5021

E-mail : office-chisei@town.minakami.gunma.jp

③ 配布資料

ア 応募に係る資料

イ みなかみ町湯原温泉街駐車場の条例及び施行規則

ウ みなかみ町湯原温泉街駐車場等の概要図

(2) 提出書類

① 申請書（様式第1号）

② 事業計画書

③ 収支予算書

④ 団体の概要等に関する書類

⑤ 申請団体の定款又は寄附行為等（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）

⑥ 役員名簿

⑦ 財産目録及び貸借対照表（申請前事業年度）

⑧ 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していない証明

⑨ その他町長が必要と認める書類

上記のうち、提出できないものについては、地域整備課と協議すること。

(3) 提出部数

正1部、副2部（コピー可）

(4) 受付期間

令和7年1月20日から令和7年1月24日まで（但し、土・日曜日は除きます。）
午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出先

募集要項配布先と同じ

(6) 募集要項に関する質問の受付

① 期 間 令和6年12月20日から令和7年1月10日まで

② 提出方法 募集に関する質問書（別添様式）に記入のうえ、募集要項配布先に郵送、ファックス、E-mailにより提出することとし、電話、口頭による質問は受け付けない。

※質問に対する回答は、令和7年1月17日までに原則として募集要項受領者全員に回答する。

1 1 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

- ① 事業計画書の内容が当該施設の目的を達成することが図られるものであること
- ② 指定を受けようとする団体が事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること
- ③ その他、町長が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準に適合していること

(2) 選定方法

みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において、書類審査及び面接審査を行い、その結果を踏まえ、町長が指定管理者の候補を選定する。

(3) 決定

指定管理者は、町議会の議決を経て決定する。

1 2 協定

町と指定管理者と協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」を締結する。

1 3 その他

(1) 費用負担

応募に関して必要となる経費は、申請者の負担とする。

(2) 著作権の帰属等

応募の提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、町は指定管理者の選考に必要な場合など、その他町が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとする。また、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(3) 提出書類の情報公開

指定管理者に関する情報について、町に対し情報公開請求があった場合には、透明性の確保から、提出された書類について公開する場合がある。

(4) 虚偽記載の取扱い

提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(5) 応募辞退

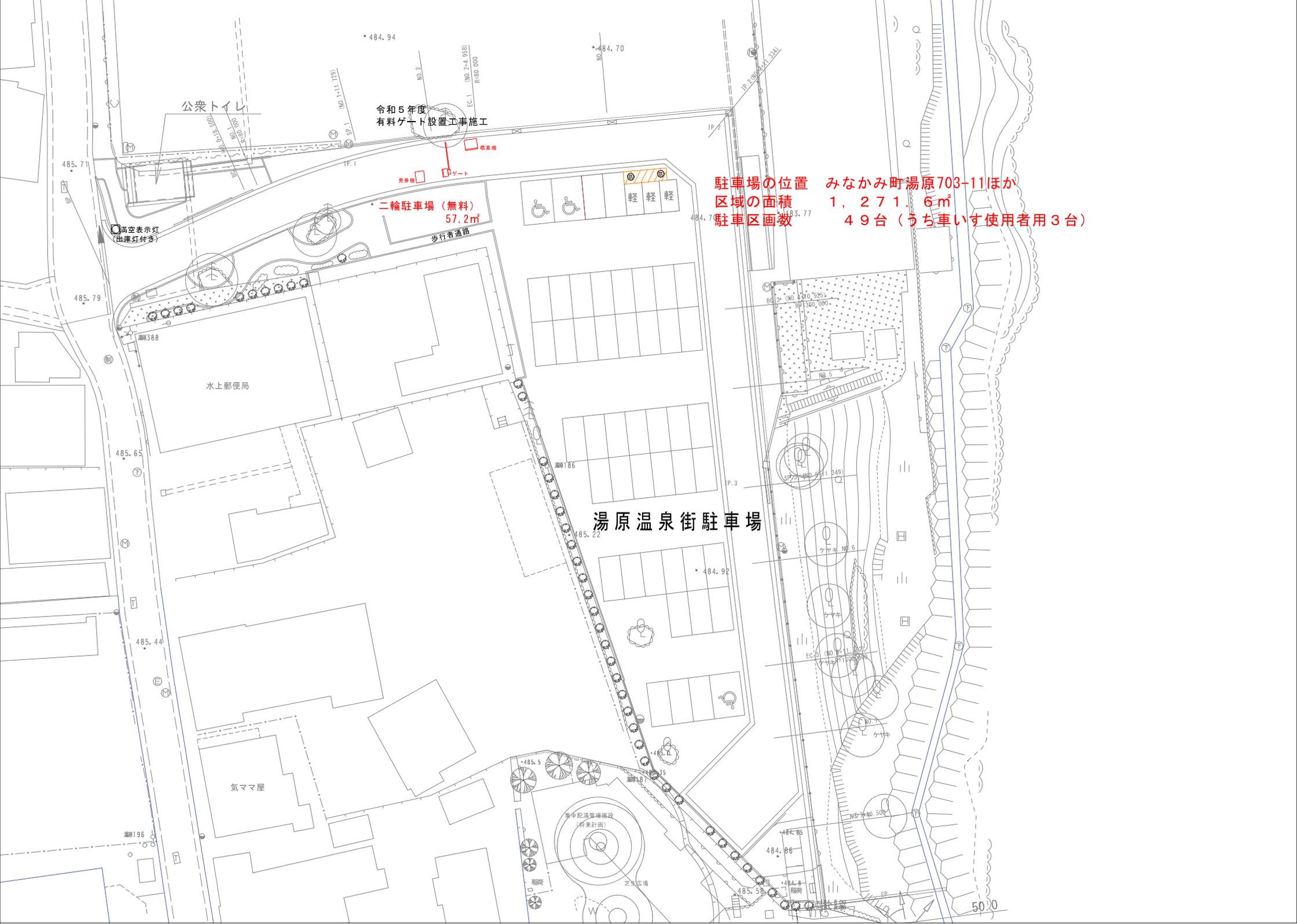
応募受付後に辞退する場合は、辞退届（別添様式）を提出すること。

(6) スケジュール

年 月 日	内 容
令和6年12月20日～令和7年1月9日	募集要項の配布
令和6年12月20日～令和7年1月10日	募集に関する質問書の受付
令和7年1月17日まで	質問に関する回答
令和7年1月20日～令和7年1月24日	応募書類の受付

14 問い合わせ先

みなかみ町役場 地域整備課 都市計画係
〒379-1393 みなかみ町後閑318番地
電話番号 0278-25-5021
ファックス 0278-62-0071
E-mail office-chisei@town.minakami.gunma.jp



駐車場の位置 **みなかみ町湯原703-11ほか**
 区域の面積 **1,271.6㎡**
 駐車区画数 **49台 (うち車いす使用者用3台)**

湯原温泉街駐車場

二輪駐車場 (無料)
 57.2㎡

公共トイレ

令和5年度
有料ゲート設置工事施工

水上郵便局

気まま屋

水中配湯導線施設
(将来計画)

芝生広場

50.0



公園施設 1503.8m²

利根川
水上峡

水上橋 479.88 町道小日向湯原線

ドッグラン

分湯場

車庫

おみやげ鈴木屋

松竹遊戯場

遊技場

湯原187

湯原198

湯原202

484.87

481.33

479.82

4-2

湯原水位流量観測所

源泉(新湯)

温泉事務所

温泉堂

温泉情報 事務所

ケヤキ

ケヤキ

稲荷

稲荷

(駐)